東静居宅介護支援事業所　の概要

（居宅介護支援事業所）

１　概　　要

（１）事業者の概要

事業者（法人）の名称	医療法人社団　一就会
主たる事務所の所在地	静岡県伊豆の国市長岡９４６番地
代　表　者	理事長　松﨑　研一郎
電　話　番　号	０５５－９４８－０５５５
Ｆ　Ａ　Ｘ　番　号	０５５－９４８－０９１８
設　立　年　月　日	平成　７年　６月　１日

（２）事業所の概要

事業所名	東静居宅介護支援事業所		
所在地	静岡県富士宮市西小泉町１４－９		
電話番号	０５４４－２４－９８２１		
ＦＡＸ番号	０５４４－２８－０６５４		
事業所番号	指定居宅介護支援事業所 （指定事業所番号２２１２１１０２７０）		
サービスを提供できる地域※	富 士 市 富士宮市	※　左記地域以外にお住まいの方でも ご希望の方はご相談ください。	
第三者による 評価の実施方法	１．あり	実　施　日	年　月　日
		評価機関の名称	
		結果の開示状況	①あり　②なし
	２．なし		

（３）当事業所の職員体制

職　名	資　格	員　　数	業務内容
管　理　者	主任介護支援 専門員	１名	従業者及び業務の管理
介護支援専門員	主任介護支援 専門員	２名	介護支援専門員業務 にあたる

（４）サービスの提供時間

営業日	月曜日から金曜日	午前 8 時 30 分より午後 5 時 30 分
	土曜日	午前 8 時 30 分より午後 12 時 30 分

２　当事業所の居宅介護支援事業の特徴等

（１）　運営の方針

ア　居宅介護支援の事業は、利用者が要介護状態になった場合でも、可能な限り居宅において、その有する能力に応じた日常生活を営むことができるよう配慮して行う。

イ　事業の実施にあたっては、利用者の心身の状況や置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行う。

ウ　事業の実施にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って提供する居宅介護等が特定の居宅サービス等が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏ることがないよう、公平中立に行う。

エ　事業の実施にあたっては、市町村、地域包括支援センター、他の居宅介護支援事業者、介護保険施設等との連携に努めて行う。

（２）　サービス利用のために

事　　項	備　　考
介護支援専門員の変更	変更を希望される方はお申し出ください
従業員への研修の実施	年１回以上　研修を実施しています

３　サービス提供の標準的な流れ（サービスの内容）

（１）居宅サービス計画作成等サービス利用申込み

（２）当事業所に関すること居宅サービス計画作成の手順、サービスの内容に関して大切な説明を行います

（３）居宅サービス計画等に関する契約締結（利用者は市役所に「居宅サービス計画作成依頼届出書」の提出を行っていただきます）※提出代行可能

（４）介護支援専門員がご自宅を訪問し、利用者の解決すべき課題を把握します

（５）地域のサービス提供事業者の内容や、料金をお伝えし、利用するサービスをえらんでいただきます

（６）提供する居宅サービスに関して、居宅サービス計画の原案を作成します

（７）計画に沿ってサービスが提供されるようサービス提供事業者等とサービス利用の調整を行います

（８）居宅サービス計画に沿って、サービス利用票、サービス提供票の作成を行います

【サービス利用開始後】

（９）利用者やご家族と毎月連絡をとり、サービスの実施状況の把握を行い、サービス提供事業者と連絡調整を行います

（１０）毎月の給付管理票の作成を行い、国保連合会に提出します

（１１）利用者の状態について、定期的な再評価を行います。また、提供されるサービスの実施状況の把握を行います

（１２）居宅サービス計画の変更を希望される場合、必要に応じて居宅サービス計画の変更を行います

４　利用料

（１）　要介護認定を受けられた方は、介護保険から全額給付されるので自己負担はありません。ただし、保険料の滞納により法定代理受領ができなくなった場合、１カ月につき要介護度に応じて下記の金額をいただき、東事業所からサービス提供証明書を発行いたします。このサービス提供証明書を後日保険者の窓口に提出しますと、全額払戻を受けられます。

ア　要介護支援費
要介護１・２　１０８６単位　　要介護３・４・５　１４１１単位

イ　初回加算
はじめて、居宅サービス計画書を作成したとき　　１件につき３００単位

ウ　退院・退所加算
カンファレンス参加 有 １回 ６００単位 ２回 ７５０単位 ３回 ９００単位
カンファレンス参加 無 １回 ４５０単位 ２回 ６００単位

エ　入院時情報連携加算
入院前や当日に医療機関へ情報提供を行ったとき利用者１人につき ２５０単位/月
入院後３日以内に医療機関へ情報提供を行ったとき利用者１人につき ２００単位/月

オ　緊急時等居宅カンファレンス加算
病院又は診療所の求めによりカンファレンスを行い、必要に応じて居宅サービス等の利用調整を行った場合　１月に２回を限度に　１回につき　２００単位

カ　通院時情報連携加算
利用者が病院又は診療所において医師の診察を受けるときに同席し、医師等に対して情報提供を行うとともに医師等から費用な情報を受けたうえで居宅サービス計画書に記録した場合　１月に１回を限度に　５０単位

キ　特定事業所加算
一定の人員体制や業務運営体制を整備し、通常よりも手厚いケアマネジメントを行う場合　１月につき
特定事業所加算（Ⅰ）　５１９単位
特定事業所加算（Ⅱ）　４２１単位
特定事業所加算（Ⅲ）　３２３単位
特定事業所加算（Ａ）　１１４単位

ヶ　ターミナルケアマネジメント加算
死亡日及び死亡日前１４日以内に２日以上在宅の訪問等を行った場合
１月につき　４００単位

※　地域区分「７級地」により、上記の単位に１０．２１円乗じた金額となります。

（２）交通費
サービス提供地域以外にお住いの方については、交通費の実費が必要です。

ア　片道　５ｋｍ未満　２００円

イ　片道　５ｋｍ以上１０ｋｍ未満　４００円

ウ　片道　１０ｋｍ以上１５ｋｍ未満　６００円

エ　片道　１５ｋｍ以上　８００円

（３）解約料
利用者はいつでも契約を解除することができます。居宅サービス計画作成された後での解約は、実費１０，０００円を請求させていただきます。

（４）サービスの選択
利用者は、複数の居宅サービス事業所の紹介を求めることが可能です。また、当該事業所を居宅サービス計画書に位置付けた理由を求めることが可能です。

5　サービス内容に関する苦情

（１）　当事業所のお客様相談・苦情窓口

苦情受付窓口　　三留　美知子

電　　話　ＴＥＬ　０５４４－２４－９８２１

　　ＦＡＸ　０５４４－２８－０６５４

受 付 日　月曜日より金曜日

受付時間　午前８時３０分から午後１７時３０分

（２）　その他

当事業所以外に、お住まいの市町村及び静岡県国民健康保険団体連合の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

ア　富士宮市高齢介護支援課介護保険係

富士宮市弓沢町 150 番地

電話 0544－22－1141

イ　富士市介護保険課計画管理担当

富士市永田町 1 丁目 100 番地

電話 0545-55-2767

ウ　静岡県国民健康保険団体連合会（介護サービス苦情相談窓口）

静岡市葵区春日 2-4-34

電話 054－253－5590

FAX 054－251－3445

6　事故発生時の対応

（１）利用者に対する居宅支援の提供により、事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者家族等に連絡するとともに、必要な措置を講じる。

（２）利用者に対する居宅介護支援の提供により、賠責すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。ただし、事業所の責に帰するべからざる事由による場合には、この限りではない。

7　秘密保持

（１）　管理者及び介護支援専門員は、正当な理由なく、業務上知りえた利用者またはその家族の秘密をもらさない。

（２）　従業者であった者に、業務上知りえた利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨、従業者との雇用契約の内容とする。

（３）　サービス担当者会議において、利用者の個人情報を用いる場合は、当該家族の同意をあらかじめ文章により得る。

（４）　事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取扱いに努めるものとする。

８　虐待の防止

（１）　事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため、次の措置を講じる。
・虐待防止、権利擁護、認知症ケア、介護予防に関する研修等の実施を行う。
・その他、虐待防止に必要な措置を行う。

（２）　事業所はサービス提供中に当該事業所、事業者または擁護者による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村に通報する。

（３）　事業所はハラスメントに関する研修の実施を行う。